

分、法制論とか、いろんな意味で結構つまずいてしまう可能性が高いと思います。

最後に出てきて、いちばん可能性があるのは、やはり消費税です。消費税は、基礎年金の国庫負担問題と合わせて議論が進むというシナリオを想定していましたが、小泉政権下では一応、封印されています。

そうすると、数年先に、消費税の引上げというテーマが必ず避けて通れなくなる。これを、高齢社会への対応ということだけで消費税の引上げができるかということ、これだけ世代間の不公平が言われている時代に、高齢者のためだけに消費税を引き上げるというのは、容易ではないだろう。そうなってくると、その財源を次世代育成支援に充当するという議論が出てくる可能性があるかと思っています。

ただ、その場合、消費税ですから、所得が高い低いに関係なく、普遍的に給付するというような、在宅育児手当とか児童手当を所得制限なしにやるというところまでいけるかということ、多分そこは難しくなるだろうと思います。所得制限がないとか、普遍的にやるためには、やはり社会保険方式なり拠出金方式で、誰もが負担して、負担に対する見返りとして、反対給付としてもらうという構成をしない限りは、なかなかそこまで飛躍するのは簡単ではないと思います。消費税の引き上げというのは過去の経緯をみても、容易ではなく、大幅なめざましい給付改善を実現するにはハードルは高いと思います。

説明ばかりしているより、皆さんからご意見をいただいたほうがよいと思いますので、私の報告はこれくらいにさせていただきます。

○山・教授 いろいろ議論したくなることを、最後にいろいろ問題提起として言っていて、ありがとうございました。全体的なコメントを福田さんをお願いします。

○福田教授 メモを用意してきましたので、それに沿ってコメントさせていただきます。

最初に、*を付けて書いたのですが、私はこの研究会が、そもそもどこまでの範囲の方の合意を得てつくったものなのかということに全然知りません。換言すると、どこまで伊原さんたち事務局が自由に書かせてもらえた報告書なのかということも承知していません。かつては私自身も行政におりましたので、大体、報告書のようなものを外に出すときというのは事前にあちこちから叩かれて、根回しが終わってみると当初の物とは似ても似つかない物になっているということは、経験があります。ですから、自分がやったら、これとは全然違う物ができたなどとうぬぼれているわけでは全くないのですが、そういう前提で、あえてちょっと辛口に論評させていただくということでお許しいただきたいと思います。

一応、全体的な印象、基本理念、個別の事項という3つの柱に整理して書いていますの

で、その順番に沿ってやらさせていただきます。

まず、第1の全体的な印象ですが、「社会連帯による子どもと子育て家庭の育成・自立支援」を明言したことは、一応、一歩前進と言っていいのではないかと思います。ただ、何故、今、次世代支援なのかという説明の部分が私には非常に弱いように思われます。ヨーロッパなどの議論を見ると、本当に次世代支援を福祉国家中心に捉えるような議論が出てきているように思います。そういう意味では、これからの社会保障全体をどうするかという理論の柱になる部分ではないかと思われます。

ですから、そういう意味では、例えば、数年前の人口問題審議会のようなもう少しがっちりした場で、理論、実証の両面から時間をかけて議論して、伊原さんもさっき言われていましたが、何故、今、次世代支援なのかというところをもう少しがっちりやらないと、そこが非常に弱いのではないかという印象を受けました。報告書が自ら認めておられるとおり、個別の支援策の方向性なども、抽象的でインパクトに欠ける。ただ、具体的には普通なかなか書きにくいので、それも行政出身者としてはそれなりにわかるのですが。

少しうがった見方をすれば、いまおそらく厚生労働省の最大の関心事は、何とか今回の苦しい年金改革を乗りきりたいということでしょうから、それを控えて、少子化のサイドで何もやっていないというのではもたないだろうということ、アリバイ作りをしたのかなというふうに見えなくもないわけです。

ただ、それではこの報告書は少子化対策なのかというと、読んでみても、私にはそこもまたよくわからなかった。要するに、何の報告書なのかよくわからないみたいな感じがしました。

それから全体的な印象としてもう1つ、これは、いつも私が感じていることでもあるのですが、例えば私がOECDにいたときは、ヨーロッパでは失業問題が大きかったということもあるのですが、労働市場の問題がとても重要なものと考えられていました。我々1人1人の生活をどうやって支えていくかについて考える時、基本的には、まず働いて労働市場から賃金を得て、それから別に家族というインフォーマルな基盤があり、それからもう一つ、国あるいは自治体など公的な部門による社会的な支援という枠組みの3つに大別できるのですが、そういう意味では労働市場というのは、私たちの生活を支える本当に大切なものだと思っています。我々の生活を考える上で、これを外した議論というのはあり得ないというふうに私自身は思っているのですが、なぜか日本では、人々の生活を支えることを考える場合従来から労働市場の在り方に関する議論が非常に弱いのではないか。せ

っかく、厚生労働省になった後も、今回の報告書を読ませていただいても、さっき育児休業と保育とか、若干のお話ではありますが、賃金や労働時間などこれからどういう労働市場をつくっていくのかというところを含めて、－それは裏から言えば生産・供給サイドの在り様を考えることに他ならないのですが－もっとがっちり深く掘り下げてやらないと駄目ではないかという印象を従来から非常に強くもっています。

次に2つ目の柱の基本理念のところです。従来から私が指摘させて頂いてきた、社会保障給付費の高齢者への偏りのところを、「社会保障制度に対する国民意識の変化」という柱立てで書かれていて、どういう位置づけなのかよくわかりません。

私たちの国の社会保障制度を通じた再分配構造がどうしてこういう実態になったのかを歴史的に振り返ってみると、我々の社会保障制度というのは、戦前の職域ごとの医療保険制度がスタートで、その後、健民強兵策という背景の中で、農村の健康対策のために、戦時体制の中で国保ができ、それをベースに皆保険体制ができる。一方、戦争中に、被用者年金制度ができ、高度成長期の30年代の半ば頃になって、定額負担、定額給付という形で、それ以外の人のための国民年金ができました。その後も、今でもそうなのですが、我々の社会保障制度は生活保護を別にすれば、圧倒的に医療と年金ということなのです。私が役所にいたときも、大体上層部の方は、厚生省がやっているのは、基本的に医療と年金だという認識で、実態もそうだったのです。その両者については、なし崩し的なところもあるのですが、医療保険では、皆保険ができて、給付水準も揃ってきましたし、年金でも、もちろん国民年金の救済という色彩はあったにしろ、基礎年金の導入ということで、一応、一定の普遍性を有するものになったと言って言えなくはないかなという気がするのです。

これに対して、本来社会保障のもう1つの柱であるべき福祉サービスの部分については、やっこの間、介護サービスが介護保険という形で一応普遍化はされたわけです。ただ介護保険にも、医療保険制度の救済という色彩があることはご存じのとおりです。しかしそれ以外のものについては、全部税方式で、従来から家族による対応を優先するという、そういう意味では非常にレジデュアル、残余的な性格が強いものでした。そのうち児童福祉については、やっている仕事は、とても大切なことですが、量的には非常にわずかな「要援護児童」と称する、養護施設に入所している子どもに代表されるような子どもたちを対象にする仕事か、あるいは「保育に欠ける」ということでしぼりを掛けて、保護者が働いている世帯に保育サービスを提供するという形です。

先程、保育サービスを受けている世帯と受けていない在宅育児世帯との差のお話があり

ました。考えてみると保育サービスというのは応能負担になっていて、先程の表は平均をとったものだと思いますが、個々の世帯でみると、負担は全然違うのです。全額助成を受けている世帯もあれば、場合によっては全額負担している世帯もある。

また、ご存じのとおり児童手当についても、従来からいろいろなところで書いてきているのですが、対象者や年齢によって財源構成が全然違ってしまっているという、つきはぎだらけの非常におかしな形になっていて、普遍的な給付になっていません。このように児童福祉の分野は医療や年金のように普遍的なものになっておらず、不公平とか非効率とかいう問題が内包されているのではないかと考えています。

その後、医療保障制度は、例の昭和 48 年の老人医療費無料化で、お年寄りの入院が激増し、老人医療費が前年の 55% 伸びるなどというすごいことになります。そうした相当の無駄を含みながら、その後老人保健制度で（老人が集中する）国保を救済するということをやったために、世代間移転の性格が従来よりも強まる。年金のほうは、5 万円年金のときが最たるものだと思いますが、給付は大幅に拡充するのに、それに合わせた負担増は先送りするということをしたために、負担とアンバランスの形で高齢者への給付が増えるということに歴史的にはなったのだらうと思います。ですから、圧倒的に多くは実は医療と年金で、相対的に介護などの福祉サービスはまだまだ小さいというのが現実だと思います。

時系列的には、欧米諸国では、さすがにそれではまずいということで、子どもや家族への給付を増やして、相対的に高齢者の給付を減らす方向に向かっているのですが、日本は時系列的にはまだ高齢者給付を相対的に優遇する方向へ動いているという、そういう意味で非常に特異な状況にある。

ただ、間違えてはいけないと思うのですが、高齢者を対象にした社会的な給付をしなくてはその生活が十分支えられないというニーズがあるのであれば、それはそれでいいと思うのです。問題は、要するに、市場や家族だけでは対応できない、社会的な支援を要するニーズに合わせて、本当に社会保障給付が適切に配分されているかどうかだと思うのです。さっき似たような認識があったような気がしますが、いま私から見ると、一無論高齢者給付にもまだまだ足りないものもありますが一最も支援を必要としているのは、労働市場が大きく変わってきている中でいちばんしわ寄せを受け、一週 60 時間以上働いている方が 1/4 などというデータも見たりしていますが一、労働市場の変化への対応を迫られながら子育てをしている 30 代を中心とする世代ではないか。

他方、高齢者給付について、痴呆性高齢者のケアなど本当にそれが必要なものであれば

いいのですが、例えば高齢者の医療費には相当無駄がある。ほかの国は大体若年者の3倍なのに、日本だけは5倍という、どう考えてもおかしい数字が出ていますし、医療システム研究の碩学であるエイベルスミスなどは、「高齢化が医療費に大きな影響を与えそうなのはOECD諸国では日本だけだ」と言っているぐらいなのです。そういう中で、日本ではマスコミなども高齢化すれば医療費が増えるのは当然とするような安易な議論を無批判に流しています。それどころか、無駄を含んだ現在のデータをそのまま伸ばしていずれ医療費は70兆円になりますなどというデータが出たりしているのですが、そういう無駄な部分があり、まずそれをなくす努力が必要だということをもう一度確認する必要があると思います。政治的に難しいのはわかりますが、それをしない限り本当の展望は開けてこないのではないかと私には思えます。

あるいは年金についても、団塊の世代の方々というのは、日本経済がいちばん右肩上がりであり、もちろん頑張っただけの代わりですが、備えをつくる機会という意味では、ほかの世代に比べてずいぶん恵まれているように思うので、その世代の方に、例えば戦争をくぐり抜けてきた方たちと同じルールで、今の現役の負担で所得保障をする必要があるかどうかというのは、私がかねてから疑問に思っています。また、蓄積された資産を有効に活用して頂くためリバース・モゲージの制度化などにより適切な負担を求めていくべきではないでしょうか。

そうだとすると、まずやることは、そうした無駄や過剰給付をできる限り合理化して、優先度の高い30代を中心とする子育ての世代の支援にその分振り分けるべきではないかということです。ただ、私にはそうした視点が、この提言からはあまり見えなかったし、「そういう指摘がある」としか書いてなくて、社会保障給付の高齢者への偏りという問題をそもそもどう考えておられるのかということもよくわからない。

もう一つ基本理念に関して大切なのは、正面から何故、今、次世代支援なのかを明確に説明することだと思います。ここは私もずっと考えていて、確かになかなかうまく言えなくて困っているのですが、一ついろいろな研究を通じてはっきりわかってきているのは、人間が自分の人生を切り開いていく力というのは、どうも幼少期の家族関係などを中心とする養育環境みたいなものに決定的に左右されるということです。幼少期の養育環境が決定的に重要であり、逆に大人になってからの事後的な支援は、対象者がその時点で十分な知力と社会性を備えていなければあまり効果がないということが、ヨーロッパなどでは言われるようになっていきます。エスピン・アンデルセンなどは、21世紀の社会の質や経済効

率は、子どもに対する社会的投資戦略の成否にかかっているみたいなことまで言っているわけです。

では、21世紀がどういう社会がいいのかといたら、そこそこ食べられて、豊かさはそこそこでいいと思っているのですが、その中で、まず平和で、個性的で豊かな文化活動があるような社会だったらいいかと、私個人は思っています。その程度の莫然としたイメージしかないのですが、そういう意味でも、子どもたちの養育環境が最も大切です。私は基礎的な養育単位としての家族というところは、動かないと思います。ただ、さき程「子育て権は保障され、外からは侵害されない」と伊原さんは言われたけれども、私はそこが必ずしもそうとは言えないと思うのです。基本的にはそうだと思いますが、その養育環境を（地域）社会がチェックするというのは、それはあって然るべきではないかという感じがしています。それも含めて、子育ての社会的支援というのは最優先の課題ではないか。私たち一人ひとは、せいぜい70、80年生きて死んでいく長い歴史から見たら点のような存在であり、謙虚な姿勢で、次の世代に、乏しいながらも我々がつくった蓄積なり、見つけた知見を伝え、少しでも次の世代、また次の世代がそれをいいものにしていくよう引き継いでいけるようにすることというのは、私などから見ると最も大切なことではないかと思うわけです。

最後に、3つ目の柱の個別の事項ということで、非常にプラクティカルに考えると、保育は決定的に公営保育所という問題が大きいと思うのです。さっきのコストには、自治体の超過負担の部分が入っていなかったように思いますが、実際には特に都市部の保育所はそれが大きいので、日本全体ででは年間2兆円以上かかっているはずですし、公営保育所の高コスト体質のために、現在の費用負担構造の中でサービス供給の弾力化すら阻害されている、私はそういうふうに理解しています。

そうだとすれば、もちろん利用者と事業者が相対する関係にすることに反対ではないのですが、まず、ほかの福祉の施設がこれだけ民間がサービス供給するようになっている時代に、まだ半分以上を公営がやっているというようなものは、大どころではほかにないわけですから、そこをもっと切り込まないと思うのです。もちろん自治体との関係などがあるのはよくわかりますから、どこまで書けたのかというのはわからないのですが。

もう一つは、さっき少し触れておられたので、書いてあるのかなと思ったのですが、私にはよく見えなかったのは、保育の議論をする時は労働市場の在り方とセットにしないと、いけないということです。よほど気をつけないと30代の保護者が2人とも週60時間働い

て、どちらかが夜中12時に保育園に迎えに来るなどという、とんでもないことになりはしないかということが非常に心配です。そこは男性の労働時間の短縮など労働市場の在り方の議論も含めて、ちゃんとやらないと駄目なのではないか。やはり子育ての時間がとれるような労働市場の在り方—それは私たちの国の経済の在り方を議論することでもあると思うのですが—を考えていくべきではないかと思うわけです。

それから、池本さんが書かれた「失われる子育ての時間」という本を私は非常に感銘を受けて読んだのですが、彼女の言葉をお借りすると、市場的なものによって子育ての時間が失われていく中で、在宅育児を社会的に評価する在宅育児手当の仕組みの重要性というのは、両論並記ということでしたが、私はもっと肯定的に強調してもよかったのではないかと思います。それとの絡みでいえば、保育所運営費の話も、いまのような委託費でも一般財源化でもない、要するに保護者を名宛人にする利用料補助みたいな形で、在宅保育手当とセットで、換言すれば親の就労に中立で普遍的な子育て支援のような仕組みで考えることはできないのだろうかとも思います。

次に児童養育世帯の経済的支援については、ヨーロッパなどの議論を見ると、子どもに対する社会的投資戦略の前提条件なのだとされています。育てられる家が貧乏だと、そもそも同じスタートラインに子どもは立てないんですよという書き方なのです。そういう意味では、ヨーロッパの平均的な水準まで児童手当を引き上げるということで、もう少し前向きな具体的拡充策がないと、やはり弱い。児童手当に対しては、ばらまきの要素が強いという批判をする方がいますが、そうだとすれば、豊かな高齢者にも1/3にあたる月額2万2000円を国庫から出している基礎年金もばらまきになっているとも言わないとフェアではないのではないのでしょうか。

経済的支援は、大きく分けると、教育費と生活費に大別できるわけで、いちばんかかるのは大学生のときですが、それはほとんど教育費なのです。ですから、それを仮に年金のほうで議論しているような奨学金のような形で別に考えられるのであれば、とりあえず低年齢児の生活費の支援に重点化するという報告書の考え方については、私は理解できるなという気がしました。

またさき程の話とつながりますが、育児休業などを考えるなら、雇用保険の給付という視点だけではなくて、どうしても労働市場の在り方という議論とセットにしてきちっとやらないと、また何か部分的断片的な対応で、全体的・構造的な形の、政策的アプローチにならないのではないかという印象があります。そもそも、この検討会を厚生労働省だけで

やっておられるのですが、ほかにの省庁もいくらかかかわる部分があるので、やはりもう少しがっちりとした場で議論しなければと思います。

最後に、費用負担の問題が難しいのは、全くおっしゃるとおりで、私も自分で書きながら、これはきついなと思って書いている部分が正直ありました。伊原さんも言われたとおり、子どもは自ら拠出の主体になるというのは非常に難しいので、理論的には税という仕組みが説明しやすいことは確かだと思います。

私をご案内のとおり、育児保険構想といいますか、総合福祉保険制度構想ということをご提案させて頂いているのですが、ただ、その理由の1つは、前述のように日本の場合は年金と医療が圧倒的で、福祉サービスが非常に残余的な形で小さかったために、よく5対4対1といわれる形になっているのですが、その結果、医療の中には社会的入院など福祉サービスを肩代わりしている部分が非常に多いわけです。だから、福祉サービスというプレゼンスを社会の中でもう少し増やし、家族を支えたいというねらいも含めて、これを社会保険でやったらどうかというようなことを言っております。私の場合は、保険という仕組みをリスクのプーリングというふうに厳格に考えないで、要するに自治的な費用調達の仕事により、利用料を補助する擬似市場を作ったものだというふうに理解して、かなりブラクティカルに考えてしまっているのです。保険をもっと原理的に考える方からは当然ご批判があるとは思いますが。

ただ、配布されていた「週刊社会保障」に堀勝洋さんが書かれたものをいま読んでみて、「高齢者や障害者のような給付を受ける可能性が少ない人に、子育ての負担を求めるのはおかしい」と書いてありますが、それを言われるなら、やはり今の介護保険の2号被保険者や、年金でも遺族年金のように、もらう可能性のほとんどない人にも負担を求めていることはあるわけで、現行の制度にもそういうものが全然ないわけではないと思うのです。

いずれ、医療と福祉の関係も少し変えたほうがいいのではないかといいねらいもあるものですから、なかなか難しいかもしれませんが、例えば総合福祉保険制度の導入でこれだけ保険料が増えるけれども、その分これだけ（老人）医療費が削れるので、医療保険料はこれだけ下げられるというようなことをセットにして国民に示し、負担と対比させながらあなたたちの生活を支える医療と福祉のバランスはどういう関係がいいですかということも含めて選択を問うみたいなことはできないだろうか、というようなことを最近も考えてもしています。

○山・教授 池本さんの名前がだいぶ出ましたので。

○池本主任研究員 今日話す内容のメモと、関連のテーマについて最近書きましたものを3種類ほど、これはご参考までに配らせていただきました。

それでは、この報告書についてコメントさせていただきます。まず初めに、私も構成として、この報告書全体について考えたことと、あとは個別のテーマについて、いくつか気づいたことを書いております。

まず報告書全体についての印象ですが、基本理念として「社会連帯による子どもと子育て家庭の育成・自立支援」ということで、その中で「国民一人ひとり」「企業・団体が一体となって」「一体的に推進」という言葉や、「未来の夢」「次代の希望」というようなことが掲げられていて、私もこのテーマを長くやってきましたので、こういった形で取組みが本格化していることには、大変共感して読ませていただいたのですが、果たしてこういった呼びかけが人々のやろうという心を動かすものなのかというところで、少しこういった表現に違和感を感じたのがまず第1点です。

先ほども伊原さんからお話がありましたように、「少子化対策」ということで、いろいろ反感なり、特に女性のほうから反対があったので、「次世代育成支援」という言葉に変えたということだったのですが、私自身は、先ほどもちょっとご紹介いただきましたが、「子育ての権利」ということで何か議論できないかということが、この報告書を読んで感じた点です。

次世代育成支援ということにも、やはり少子化という、数を増やすということが払拭しきれていないということで、先ほど出ました高藤先生なども、その辺りを非常に心配されています。私も高藤先生を全く知りませんで、法律のほうで「少子化と社会法」ということで研究があったということも、不勉強で知らなくて、その辺りは今後私自身の課題であります。私自身は法律のほうが大案内ですので、難しいところもあるとは思っておりますが、やはりみんなが納得できるというか、スムーズに行動できるように。特に私などは企業に属しておりますので、次世代育成支援で、今回、行動計画策定の義務づけというようなことがあったときに、それが企業にどう受け止められるかといった場合に、もちろん、特に高齢の方などで、これはもうどんどんやるべきだという人がいることは事実ですが、逆に、非常に違和感を感じる経営者もいますので、そこをどういうふうに論理を組み立てていくかというところが、やはり、私自身もやっていかななくてはいけないと思っておりますが、そこはひとつ感じたところです。

5つの基本的方向ということで、先ほど5つの点の説明がありましたので、これについて

はこれまで言われていなかった「普遍化」といった議論や、「総合化・効率化」といったことなども、これまでは拡大、拡大という感じであまり議論されていませんでしたので、そういった点が取り上げられたのは非常によかったと思っています。

下にいくつか個人的にもっとさらに進められないかということで書いたのは、普遍化・多様化ということでとにかく広げていくのだということが打ち出されたわけですが、それについては「公平性」ということを、先ほどもゼロ歳児の保育所利用者と非利用者の差の説明などもありましたが、そこは非常に難しい問題だとは思いますが、そこを議論していかなくてはいけないということを感じました。

あとは、最近非常に効率化や民営化といったことが出てきていること自体は重要なのですが、諸外国の保育の話などを聞くと、やはり質をどう高めるかという、もうその時代に入っています。もちろん、無駄を削るということは重要なのですが、より良いものにしていくというところが、今回の報告書の中からはあまり感じられなかったなと思って、一つ書いてあります。

あとは、地域と家庭の「子育て力」を高めるということで、これはいろいろ厚生労働白書の中でも、近所付き合いがどんどん減っていった、そのことが子育てを困難にしているということでしたので、その問題は重要だと思っておりますが、それに対するアプローチとして、「支援」という言葉が個人的には若干の違和感を感じるところで、そういった子育て力をつけるために、「教育」というようなアプローチで何かできるのではないかと考えています。

それは、そこの行の最後に書きました「ソーシャル・キャピタル」という考え方ともつながってくるのですが、行政が専門性で何かしてあげるというだけではなくて、そういった個人個人の家庭なり地域が自ら学んだり、ネットワークを生かしてどんどん自分たちで力をつけていくプロセスを支援していく、そういう教育というか学習というか、そういった仕組みがもっとこの次世代育成の中に取り入れられないものかというふうなことを思いました。

あとは「出生から青少年まで」ということですが、例えば女性の健康の問題とか、人が育っていくのは途切れ途切れにあるわけではなくて、どこか一箇所のプロセスが欠けても駄目なのだということで、それは出生前からのことまでも含めて考えたらどうかというふうなことを思いました。

今回の報告書の特徴として、制度横断的な検討と財政面の検討をされたということで、

これについては私自身は重要なところでよかったと思っているのですが、制度横断的な検討ということについては、先ほど福田先生がおっしゃったように、育児休業と保育所ということなどはあるのですが、私自身も労働政策については、もっと広くつなげて議論したいというのがありますし、あと、教育政策との関係というのは難しいのかもしれませんが、それは個人的にはいちばん重要な点ではないかと思っています。

また、高齢者の政策との関連についても、もっと議論すべきことがあるのではないかとこのようなことを感じたところです。

あと、個別のテーマについてですが、いくつかそのテーマについて個人的に、先ほどお配りしたような形で発言しておりますので、その辺りとの関係で気づいた点を申し上げます。

まず、幼保一元化については、将来的には「福祉」か「教育」かという施策の枠組みを超え、広い観点から考えていくべきというような扱いだったわけですが、今回は、これについては本当にもっと力を入れてというか、総合施設構想も出たので、多分スピードが上がってくるのではないかと考えております。特に先ほど申し上げたソーシャル・キャピタルという、これまで教育というのは個人の生産性を高めて、将来的な雇用の安定性という経済的な側面から議論されることが多かったわけですが、そうではなくて、社会のネットワークをつくることや、そういった信頼関係が地域や家庭の中で生まれることによって、将来的な福祉のコストを減らすことができるというような、学習のより広い便益のようなことにもっと注目して、幼保一元化も考えるべきではないかと考えております。

これについては、先ほどお配りした短いペーパーに少し紹介してあるのですが、イギリスではそういう総合施設を、親の職業訓練機関や、親への情報サービスなどもすべて組み合わせた拠点をつくることによって、そこが子どもの教育だけではなくて親の学習の場となって、そこからさらには、地域がバラバラに孤立している状況も変えることによって底上げをしていくというような構想をもっていますし、またこの Wider benefit of learning という考え方で、国として研究所などもつくって、そういった観点から教育を見直すという動きもイギリスでは出てきております。ここはこれから個人的に調べたいと思っているところですが、そういった視点も次世代育成の中にもっと取り込めるのではないかと思います。

バウチャーについては、今回報告書では公的関与の後退や低所得者の排除というようなことから、適当ではないというようなコメントだったかと思いますが、これについては、

逆にいまの制度で、例えば無認可保育所の問題など、本当に公的な責任が十分果たしているのかという問題もありますし、設計として、全部公がもつだけではなく、お金を負担するのか、評価制度を入れるのか、そういったやり方によって、公的責任というのはいろいろな形があると思っておりますので、こういった設計の見直しということで、バウチャーのことももう1回、もっと本格的に考えてみてはどうかというふうに個人的には思っております。

在宅育児手当の話が先ほども出ておりまして、この報告書の中では、日本の実情に馴染まない、女性の社会進出を阻害する、費用がかかりすぎるといようなコメントがあったかと思いますが、北欧諸国でも、もちろんそういった女性の社会進出を阻害するといような批判もあるわけです。それについては、各国でいろいろ工夫がなされていて、育児手当はそういう事情だからもう検討しないということではなくて、そういう工夫をすることによって、何か考えていく必要があるのではないかと考えております。

そう考えているのは、先ほど福田先生からもお話がありましたように、雇用が今後どうなっていくかということ考えた場合に、日本の議論の中では、とにかく雇用創出ということで、雇用を増やすことがまず第1目的で、それにすべてが合わされているような印象も受けるのですが、ヨーロッパのほうでは、技術革新などで仕事の量自体が減っていくので、その限られた仕事をどのようにして分配するかということが非常に重要で、例えばいままでお金が出ていなかった地域の活動や子育て、逆にそういったところに賃金を付けていくべきではないかといような議論もあるということです。まだ私自身も非常に漠然としているのですが、そういった考え方で、特に在宅育児手当については、低所得の人たちが非常に条件の悪い仕事で低賃金で働かされるよりも、ある程度の子育てという場を保障して、そこでまた親が学習していくというルートの意味でも検討していく必要があるのではないかと考えています。

あと、費用負担の問題については、先ほど伊原さんもおっしゃった、「拠出なくして給付なし」の原則が今回報告書に書かれておりましたが、これについては、私もちょっと違和感を覚えたところなんです。そういう問題のある人を排除した、限られたコミュニティをつくるという、gated community というアメリカなどで起こりつつある現象についても、私自身これにどう対処していいかわからないのですが、そういったことにもつながっていくような議論であったので、ここについては少し議論が必要なのではないかと考えております。

育児休業制度と保育所については、先ほどお配りしたもののなかで、私自身も育児休業給

付が雇用保険で出されていて、それが特に高所得の人に多くの給付が行われていることについても、本当に給付の在り方と保育所の利用のされ方と、またそれと全く関係ない人たちが大半であるという、その問題についての調整は必要になってくるだろうと思っております。

最後は、「キャリア・コンサルティング」という言葉が今回報告書の中にいくつか出てきておりましたが、これは本当に深刻な問題だと思っています。若者や専業主婦が、仕事に行くルートがないので、そこで行き詰まってしまっているということです。職業能力開発のほうでも、いろいろ厚生労働省のほうで議論がされていくと思いますが、職に就けない人との格差がどんどん拡大していくということで、いま生涯学習のヨーロッパの議論では、そういった低所得の職に就けない人たちの生涯学習というものをどう引き上げていくかという話が出てきております。文部科学省となるのか厚生労働省となるのかはわかりませんが、その生涯学習政策というものも、さらにかかわってくるのではないかと思っております。

○山・教授 最後になりましたが大石さんにお話いただいて、若干休憩をとりたいと思っております。

○大石室長 お2人の先生方がいろいろご指摘なされたことには、私も全く共感しております。まず第1点目としては、労働政策とのリンクというところを、やはり厚生労働省ですのもう少し追求していきたいという気持ちがいたします。特に職域での意識改革が重要とおっしゃっていたのですが、それをどのように達成するのか。特に男性の労働時間が非常に長いことについて、対応がどうしても必要と思っています。

例えば、企業から大変な反対が出るのは十分予測されますが、時間外割増率について何か対応はとれないか。これだけ裁量労働が広がってしまうと、時間外という概念もなくなりつつありますが、それでも労働時間政策というものを強化していく必要があるのではないかと考えています。

もう一つは池本さんがおっしゃったような、人的資本や訓練ということです。特に気になったのは、低年齢児がいる世帯の所得水準はほとんど上がっていないどころか下がっているという、グラフでのご説明です。これには多少、サンプル・セレクション・バイアスが影響していると思います。つまり、1960年代生まれ以降、夫婦出生率が下がっているのですが、最も若い世代では逆に上がってしまっていて、これはいわゆる「できちゃった婚」の影響であることがわかってきています。機会費用が高い人たちはそもそも結婚せずに仕事

を続けているわけで、ある面では機会費用の低い人たちが、子どもをもつ世帯に集まりがちなバイアスというのがあると思うのです。

そういった状況の中で、例えば児童手当の拡大などをして、数年間お金を渡したとして、子どもが手を離れる時期を迎えてどうなるのか、です。今の時代では、企業内訓練もほとんど望めない状況になってきましたし、人的資本が低いままに、子育て期に突入してしまった人たちを長期的にどうするのかという視点がもう少し必要かなと思います。例えば、職業教育とか、あるいは何らかの仕事に就きながら働くことに対して、アメリカのEITCのようなインセンティブを与えてみて、それで長期的には人的資本の充実が図れるような方向へいくというのも、もう少し考えられてもよろしいかと思いました。

育児休業法の改正が来年に目指されているということですが、伊原企画官が見聞きされた事態というのは確かにあるのですが、その前にまず育休を取れるか取れないかが非常に重要で、育児休業を取れない状況にある人たちをどうするか、そちらのほうがマジョリティなわけですから、それに対する資源投入が必要かなと思います。

○伊原企画官 それができればいちばんの答えなんだけど。

○大石室長 そうなんですよ。

○伊原企画官 実際、企業は反対するでしょう。事実、実際問題として育児休業がとれずに辞めている人も多いしね。

○大石室長 そうですよ。エピソードをお聞きして、3月まで育休を取って4月からすぐ公立保育園に入れたということが、私にとってはショックでした。つまりそれは、やはり旦那様が厚生労働省に勤めているからすぐに入れたのかなと思うぐらいで。今は育休を切り上げたら、次の年の申請まで無認可でつなぐというのが当然で、もうすでに子どもを預けて働いているという実績をつくらないと、育休明けですぐなんて、まず入れないですよ。

○伊原企画官 育休中は働いているわけだから、そこは大丈夫なんです。だって、育休中は就労は継続しているわけですから。

○大石室長 いえいえ、育休中でも、保育の待機児童が結構多い所では、親が育休を取っているという、優先度は下がっていて。

○伊原企画官 そうです。だから、入るときは2人とも引っ越したんですよ。調布と川崎で。

○大石室長 それで少しは理解できましたけれども。

○伊原企画官 川崎から横浜に引っ越した。横浜が空いてるというので。

○大石室長 とにかく育休は、取れる、取れないの段階が厳しいわけです。取れない人というのはそれだけ労働条件が悪くて、賃金もあまりよくないような所に勤めている女性なわけですから、その辺りの人に対してどういったことができるのでしょうか。もっとも、女性の労働条件のほうが悪い背景としては、103万円の壁だの130万円の壁だの、一定のバイアスをかけているような制度的なものがあるわけですから、それらを解消していくことが必要なのではないかと思いました。

最後は財源の問題です。高齢化への対応として保険料を上げて、それを何か違う形で子育て世帯に戻していくというぐらいだったら、将来見通しがはっきりするような頑健な制度を年金制度改革によって構築していったら、保険料はそれほど上げなくて済みますよ、ということをはっきりさせるほうが直接的なのではないかと思います。子育てのためにもう少し財源を割り振るといふことには全く異論はないのですけれども、その背景として高齢化社会への対応などいろいろなことを言われても、むしろ、これ以上国民の負担は増えないということをはっきりさせるとか、このぐらいの年金額は確保されるということをやったほうが、直接的ではないにしても、将来不安をなくすという面では子育て支援にもなると思うので、そういったことも考えられてもいいのではないかと思いました。

○山・教授 どうもありがとうございました。ここでちょっと休憩をとります。

○山・教授 再開します。伊原さんのほうから、今のお三方のコメントに対して簡単にお答えいただいて、あとはフリーディスカッションにしたいと思います。

○伊原企画官 まず福田さんからいただいたご意見ですが、全体的な印象論のところはある意味でそのとおりだと思います。こういう報告書にどこまで期待するかにかかっているのですけれども、そもそも次世代育成支援とはどうあるべきかという話とか、労働市場との関係をもっと突っ込むべきではないかというのは、そのとおりだと思います。ただ、次世代育成支援はどうあるべきかという議論は、語る人それぞれに「こうあるべきだ」という議論がそれぞれにあって、それも、その人の立場によってかなり違うのです。

私どもも1年議論してきて、与党に行けばこう言われ、女性グループからはこう言われ、という経験をしてきているので、はっきり言って、一つにまとめられる自信は全くありません。年金改革の3号被保険者問題がそうでしたが、やればやるほど委員の中で感情的な対立に近いものが浮き上がってきて、はっきり言って明確な理念を統一するというのは無理ではないかという思いが私たちの中にあります。フラストレーションがたまるというの

はそのとおりだと思いますが、私は、少なくとも政府において今日の段階でこの問題を理論的に詰めるのはやらないほうがいいといえますか、やれないというのが正直なところですか。

次世代育成支援における労働市場の重要性はそのとおりです。それでも、本格的に取り上げるとするのは容易ではなく、今回、育児休業と保育の話を書いたのでも、私の認識からいけば、100mぐらい進んだという感じなのです。この育休と保育の問題は、この報告書を取りまとめるに当たって省の中でもものすごく議論しましたし、その中では労使をおもんばかって、余計なことをするなという意見もありました。育児休業の改正は労使の意向で話し合う話だ、労のほうは育児休業を増やしたいと言っていて、使のほうはそれに対して財政的な制約があると言っている。こうした労使の利害にかかわる問題だから、その間で決める話で、第三者が「こうあるべきだ」とか何とか余計なことを言うのはやめてほしいと。そういう中で、次世代育成支援の問題を考えるときに、働き方の見直しとの関係を議論しないわけにはいかないでしょう、ということで何とかここまで来たわけなので、望ましい姿としてはおっしゃるとおりだと思いますけれども、現実はまだそこまでいっていない。

ただ、今回、次世代育成支援対策法という法律で職域の行動計画を義務付けたというのはものすごい前進ですし、育休と保育の話を取り上げて、それを来年なり再来年の制度改正とリンクさせたということは、前に出たと言えると思います。ただ、逆に言えば、まだこの程度ですから、この領域というのは、よほど踏み込んでいかないと答えにならないし、少子化対策という観点からすると、車の両輪どころか、融合的に考えないと答えは出ないのではないかと思います。

ただ、あまり議論されていませんけれども、次世代育成支援と労働政策の関係を突き詰めていくと、意見が対立するだろうと思っています。先ほどの池本さんと大石さんのお話を聞いていましたが、お2人は意識されているかどうかわかりませんが、これを各論で議論していくと、多分、意見が対立すると思います。研究会で在宅育児手当を巡ってプロコンがあったのですが、在宅育児手当のようなものを出すことで、逆に女性が家で育児をするということに拍車がかかるといいますか、まだ3歳未満の子育て家庭のうち8割いるわけですが、これを温存することになる、それは中期的に見て、日本の経済を考えたときにも、日本の女性のポジションを考えたときにも良くないのではないかと、という意見が女性自身からかなり強く出ました。ですから、この働き方の問題をどうイメージするか

という問題は、議論をするとかなり面白い議論になる可能性がある気がします。

それとの関連で福田さんが言われていた中で、無駄や過剰給付を省いて回していく、というのはそのとおりだと思います。そこで医療を取り上げるのか年金を取り上げるのか。両方取り上げるということだと思いますが、あとは、政治的にどのようにうまく乗せていくかです。福田さんは前から老人医療の無駄、非効率の問題を指摘されていて、そのとおりなのですが、現実問題からいくと、例えば日本の医療費というのは世界的に見れば低いわけです。実際、医療の中で介護を抱え込んでもらっているからこれで済んでいるということもあって、それを「医療に無駄がある」という露骨な言い方をして説得できるかどうかという、私は難しいのではないかと考えています。

高齢者給付から次世代育成給付へ回す議論というのは、高齢者の年金から天引きする制度をつくれるかどうかというのが鍵で、医療費を削ってこちらに回しますというのは、制度論として成り立つとは思えません。ただ、これから社会保障を総合的な形で改革していくときには、老人医療費の伸びをこの水準に抑えます、と決めていくような仕掛けが必要だと思います。こういう仕組みを考える中で、高齢者の給付に関するトータルの負担はこの水準になります、これ以上は増えません、と言っていくのだと思います。もう一つは、高齢者の年金か資産かあるいは相続部分かはわかりませんが、その部分から増税なり天引きという形で財源を捻出してきて、それを次世代を育てる世帯へ持ってくるという仕組みを目の前の形として示すのが、具体的な解決策ではないかと思っています。

もう1点の、優先度の高い30代を中心とする子育て世帯の支援に投入すべきだ、というのはそのとおりで、子どもがこれからみんなで議論していかなければいけないのは、一体どういう形で何をすればみんなが必要とするものになるのか、ということだと思うのです。つまり、30代を中心とする子育て世帯のニーズは何なのかということなのです。

先ほど大石さんは、保育の話が念頭に置かれたような気がします。働こうと思っても都市部では保育所などないではないかと。もう一方では、もっと在宅育児手当を出すべきだという意見もある。これは、両方ともやればいいのかもかもしれませんが、よく詰めていくと、財源は限られているからトレードオフの関係になるわけです。そういうときにどういう合意をするか、ということが必要かと思っています。

でも、そこについては、論点として挙げるより、いつまで議論していても仕方ないということもあって、この研究会報告書では、あえてかなり突っ込んでいます。この報告書では、待機児童ゼロはもちろんやっていくのですけれども、6頁にありますように、保育所

については待機児童を解消していき、むしろ地域子育て機能のようなものを持たせていく。これは、育児休業中の親や、家にいる家庭の子どもたちも対象にしたものをつくって行って、親子が集っていけるような場をつくって行くということで、これは新しい試みだと思います。ここの部分は、多分30代の、特に乳幼児を抱えている世代のニーズにかなりマッチしたのではないかと思います。

これは、先ほど池本さんが言われていた親の教育という視点にもマッチしていると思います。池本さんが言われていた在宅育児手当のねらいというのは、単に母親が家で育児をするというよりも、育児を社会的に学んでいく場を築いていく、また、そうした途を選択する世帯を増やしていくためのものとして在宅育児手当を理解されているように私には聞こえました。そういうところを利用するための支援であったり、そういう母親自身が地域の中でインストラクターとして働く場になるのではないかと、コミュニティワークのようなものをイメージされているのではないかと思います。そういう意味からすれば、在宅育児手当のように現金を何万円か渡す仕組みもあるかもしれませんが、むしろ相互共助的なサービスをつくって行って、そこに対して事業給付として公的な給付がいく、というようなことで答えが出るのではないかと思います。在宅育児手当というのは現金給付なのかサービスなのか、と対立させて議論するよりも、むしろニーズとしてあるものは何かと考えると、親の育成であり、家にいる子どもたちの支援であるということになる。そうなれば、「つどいの広場」のようなものをどんどん増やしていき、そこに公的支援を投じることが当面の問題の解決になるのではないかという気がしました。

「子育て権の保障」のところは、私ももう少し考えてみたいと思います。「次世代育成支援」というタームと「子育て権の保障」のどちらが世の中の多くの人に受け入れられるかというのは、私は結構微妙だと思っています。子育て権の保障について、うちの部屋でもちょっと議論してみたのですが、やはり中高年以上の人たちには、子育てというのは自分は当たり前の仕事としてやってきた、これを権利として「在宅育児手当をよこせ」という議論を振り回して果たして理解されるのか、という考えがあって、むしろ次世代育成支援のほうが若い人からも反発はないし、中高年の層の人から見れば、少子化対策などのイメージも残っているので、最大公約数的には理解されるのではないかと。少なくとも中高年者を含めて子育て支援のための負担を求める際に、「子育ては私たちの権利なのだから、金を出せ」と若い世代が主張しても納得が得られないのではないかと。そういう話がうちの部屋では出ていました。

○池本主任研究員 お金を出す側からすると、そうなのですよ。ただ、受ける側からすると、支援を受けているというより、それは当然の権利として保障されている、というほうが受けるほうとしては気持ちがいいという感覚がある。それが引っかかっているのかなと思うのです。

○伊原企画官 次世代育成支援では駄目なのですか。

○池本主任研究員 支援を受けているとか、行政に何かをやってもらうという感覚が問題なのです。例えば保育所がやっている支援センターには行きたくないという女性がいる。それは意識の高い女性なのかもしれませんが、支援をやってくれてありがたいという人ばかりではなくて、特に女性の権利とかという自立意識の高い人にとっては、支援センターという所に行って自分が支援を受けるという感覚にも若干違和感がある。その問題を考えると、権利として強く主張するというよりも、そういう権利は当然のものとして社会が環境を整えるというほうが、何となくスムーズに感覚としては馴染むかなと思うのです。

○伊原企画官 バウチャーの話は、前向きなご意見が出ていたと思いますが、バウチャーの仕組み方によると思うのです。介護保険も、事業者に対して代理受領をさせているという意味で、広い意味ではバウチャーなのです。ただ、もう一步進めて、本当に利用者補助までいくかどうかというのは、結構大論点だと思います。確かに、利用者補助までやるという考え方はあると思うのです。ただ、この利用者補助というのは、金銭的に莫大になる可能性があるということと、もう一つは、子どもの視点に立った時に本当に大丈夫なのかという問題です。あえて今回、要保育認定という制度を提案している理由というのは、バウチャーだったら何に使ったっていいだろう、それをベースに不足分は自己負担すれば24時間保育だって夜間保育だっていいだろうという話になるし、現金でもらって家で見るのだから、社会が何と言おうが私の世界よ、という議論になってしまうのではないかという懸念があったからです。そういう懸念もあって、介護保険でもバウチャーをとらなかったように、この領域でそこまでいくのはどうか、という話が背景にあったということをご理解いただきたいと思います。

○山・教授 それでは、島崎さんには総括的なコメントをいただくことにして、下夷さん、何かありますか。

○下夷助教授 お三方のコメントに共感するところが大きかったのですけれども、なぜ今、次世代支援なのかについて、きちんとした理論的な部分が弱いという福田先生のご発言に

は、私も非常に共感するところがありました。これからの社会保障がどうなっていくのか、というところはもうちょっと大きな議論ではあるのですが、今、世代間扶養なのだ、という辺りはもう前提のこととして話がいっていますが、むしろ逆に、世代間扶養の意義のようなものを強く打ち出した形で次世代支援ということをしちんとやっていくことが必要ではないかと思いました。別に社会保障だけに限らず、現代社会の中では世代と世代の対立のようなものはいろいろなところに出てきていますので、世代間扶養という考え方の意義というものをもっと強く社会に打ち出していいのではないかと強く感じました。

○伊原企画官 もう少し具体的に言うと、どういうイメージですか。世代間扶養は正しいから、そうあるべきだ、ということですか。

○下夷助教授 人間の存在として、それぞれのコーホートによっていろいろな社会体験がある。いろいろな世代によって社会体験が違ったりするのは不可避なことなので、世代の中だけで助け合うというのはすごく狭い人間社会の仕組みだと思うのです。個人も加齢という一つのプロセスをとるわけですが、社会もやはり経年していくというか、年を隔ててつながっていく。

世代間扶養というのは、個人の経年の部分と人間社会の経年の部分をつなぐ大きな理念だと思うのです。単独では生きられない人間、または一つの世代だけではいろいろな社会状況の中で完結し得ない人間社会というのを年齢階層によって支え合っていく。これだけ複雑な現代社会になってくると、そのことの意味はより一層大きいと思うのです。その辺は非常に抽象的、理念的ですので、うまく伝えられるかは別として、単に、今はもう社会保障が世代間扶養の仕組みになっていて、人口がこうなってしまうと足りないから育成しなければ、というよりは、もっと積極的に、生命体としての人間という本質に戻っても、やはり世代間扶養ということの意義は大きいのではないかと、もっと高らかに語ってもいいのではないかと思うのです。その上で、子どもを産むとか産まないとかにかかわらず、次世代というものは非常に重要なことで、みんなの問題なのです、という形の書き方はできたのではないかという気がするのです。

この研究会報告は、これからの社会のことも含めて語るような大きなものなのか、それとも、もう次世代育成支援法があって、このあとどうやって具体的に進めていくかという技術的なことを中心にした研究報告なのか、ネーミングやタイトルはすごく大きな話なので、そういうところを目指したものなのか、社会保険がいいのか一般財源税がいいのかという細かい話を主題にしたものなのか、という辺りがうまく伝わらなかったという印象が